

2016年 夏号

おおぞら

No.31

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目6番地 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705
URL <http://www.ozoralaw.com/>



長崎県 軍艦島

残暑お見舞い
申し上げます



未来を憂う事柄が続く。改憲やTPPという民主主義の重要争点を全く語らない選挙。中立・公平という危険な言葉によって空洞化する教育と報道。その結果若者ばかりでなく、半数近い有権者が投票に向かわない。こうして私たちの国は、貧困と差別の現実にも目を背けたまま、戦争ができる国へと変貌していくのだろうか。

いや、だからこそ私たちは、闘い、訴え続けなければならない。緊急事態条項を理由とする「お試し改憲」は、国家を縛る憲法原理の根幹を破壊することを。TPPは、農業の関税問題にだけでなく、すべての関税障壁を撤廃する動きであることを。少数者、マイノリティの人権を確保することは、私たち自身の未来に繋がることを。

そうして、あらためて、未来に託したい。恒久平和主義のもとで70年続けてきた戦後の意味と、そこで築き上げてきた、平和と安心と、一人一人の幸福。それらは、決して天から与えられるものではないことを。

決して悪い方向にばかり時代が動いているわけではない。そんな思いを抱きながら、この夏を過ごします。みなさまも、どうかご自愛ください。

2016年8月 札幌おおぞら法律事務所一同

よろしくお願いします!

弁護士 小坂 祥司

今年2月26日より入所いたしました、弁護士の小坂祥司(こさかしょうじ)と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私が弁護士の仕事を始めたのは、昭和60年のことであり、それから約30年近くにわたり、この札幌で弁護士の仕事を続けてまいりました。この間、集団訴訟事件を含め、民事・家事・刑事の各分野の様々な事件を担当し、多岐にわたる法律問題についての研究と、事件処理についての経験を重ねてきました。しかし、今なお、現実には生起する事件の多様さに、その解決のあり方や取り得べき方法を巡ってあれこれと思い悩むことが少なくありません。これからも、まだまだ学ばなければならないことがたくさんあると思っています。

今般、思うところがあって、この札幌おおぞら法律事務所に入所させていただきました。札幌おおぞら法律事務所は、私が弁護士の仕事を始めてからすぐに関わることとなった、北海道の金属鉱山や炭鉱の労働者が罹患する不治の病である「じん肺」関連訴訟等の事件で、現在中心的な役割を果たしている事務所です。私自身も30年余にわたり

この「じん肺」に関わる中で、この問題の深刻さと将来にわたり拡大していく被害の甚大さを知ることとなりました。炭鉱のほとんどが閉山している中で現在なお被害の救済を必要としている人々が多数おり、この方々の救済のために微力ながらも力を注ぎたいと思った次第です。

また、「じん肺」以外の事件関係においても、破産等の負債整理や不動産賃貸借、近隣トラブルなどの一般民事事件、相続・離婚等の家事事件など、これまでの事件処理、研究等によって得られた経験や知識により、依頼者のお力になれるものと考えております。私は、あたりまえのことですが、事件を担当するうえで最も大切なことは、依頼者の話をよく聞くことであると思っています。ご相談いただいたときは、よくお話をお聞かして、質疑応答を重ね協議をしながら解決の方針や方法を決めていくという進め方をさせていただきたく所存です。どうかよろしくお願いいたします。



ホームグラウンドに 帰ってきました!

弁護士 小林 杜季子

皆さま、こんにちは!私は、平成28年4月から、札幌おおぞら法律事務所にて執務をすることになりました弁護士の小林杜季子(こばやしときこ)と申します。弁護士5年目の弁護士です。

私は、弁護士になってすぐに横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)に所属しておりましたが、出身地である北海道で弁護士をしたいという気持ちが高まり、札幌に戻って参りました。大学から司法修習を終えるまでの10年間を過ごした札幌に戻って参りますと、ホームグラウンドに帰ってきたなぁと安心することができました。

さらに、札幌おおぞら法律事務所は、私が司法修習時代の指導担当弁護士であった田中貴文弁護士の事務所でもあり、まさに私のホームグラウンドなのです!(修習中には、指導担当弁護士の事務所を「ホームグラウンド」と呼びます。)

今、入所してから数ヶ月が経過しましたが、最初から楽

しく充実した執務に取り組めております。複数の弁護士が所属している当事務所は、弁護士一人だ

けではないので、よりよい法的サービスを提供できる環境が整っているなぁと実感しているところです。

私は、女性弁護士でもあり、5年目の若手(?)でもありますので、まずは話しやすい雰囲気大切に、悩みを聞かせていただきたいと思います。相談者さんは、何が法的に重要であるかは分からないことが多いと思いますし、話を聞いてみないと、そのどこに重要な事実が隠れているか、わかりません。その中で、本当の気持ちを感じ取ってあげたいと思っています。(まだまだ修行中の身ですが!)そして、相談者さんのお気持ちに寄り添い、よりよい解決を目指す弁護士でありたいと思います。

それでは、今後とも宜しくお願い申し上げます。



中国人強制連行・強制労働事件全国訴訟 三菱マテリアル： 歴史的責任を認めて全面和解解決

弁護士 田中 貴文

中国人強制連行・強制労働事件三菱マテリアル訴訟

1944年から1945年にかけて、約39,000人の中国人が日本に強制的に連行され、全国135ヶ所の炭鉱や金属鉱山、発電所、港湾などで強制労働を強いられた。三菱マテリアルは、北海道、秋田、福岡、長崎、宮崎の炭鉱や銅山の12ヶ所の事業場に3,765人の中国人を強制連行し、722人も命を奪うほどの過酷な労働を強いた。

北海道では大夕張炭鉱に680人、美唄炭鉱に704人、雄別炭鉱に253人、合計1,637人が強制連行され、うち357人が亡くなっている。特に地崎組（現岩田地崎建設）大夕張炭鉱における強制労働は苛烈を極め、388人のうち145人が、母国に帰還することなく亡くなっている（死亡率38.1%）。

強制連行企業に対する提訴

三菱マテリアルほかの強制連行企業に対して、1997年東京地裁、1999年札幌地裁、2003年福岡地裁・長崎地裁、2004年宮崎地裁に提訴したが、いずれの訴訟も最高裁で敗訴判決が確定した。判決は、強制労働・強制連行の違法性と責任を認めながらも、「時効の壁」によって、中国人被害者らの請求を認めなかった。

2007年広島西松最高裁判決の「付言」に基づく解決交渉

1998年に西松建設を被告として提訴した広島安野訴訟（発電所建設）は、2007年に最高裁で敗訴判決が言い渡された。判決は、「時効の壁」により被害者の請求は認めなかったものの、「被害者らの蒙った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった」としたうえで、「付言」として「本上告人（西松建設）は中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待されるところである。」と指摘した。

この最高裁の「付言」に基づいて、原告・弁護団は各強制連行企業に対し全面和解解決を求めて、粘り強く交渉を重ねてきた。

2016年6月1日 三菱マテリアルとの和解合意成立

長いたたかひを経て、本年6月1日に三菱マテリアルが強制連行した3,765人全員について「謝罪の証」として一人あたり10万円の和解金を支払うという内容の合意が成立した。

解決までに時間がかかり、その結果、現時点における生存者はわずか13人しかいないこと、和解金額が一人あたり10万円（約170万円）にとどまって



和解調印式に出席した被害者と日本の弁護士、支援者

いるという点はあるが、三菱マテリアルが、自らその「歴史的責任」を認め、下請（岩田地崎など）を含む全被害者3,765人全員と終局的・包括的に解決するとしたことは、日本政府や他の多くの加害企業が、いまだ加害の事実さえ明確に認めず、謝罪もしていないことからすれば、評価に値する。

これからのたたかい

三菱マテリアルの和解金は、被害者個々人（遺族）に支払われるほか、各事業場における「記念碑」の建立にも使われる。他国民をその生活の場から拉致し、苛酷な強制労働を強いて、その命をも奪ったという中国人強制連行・強制労働事件を記憶にとどめ、その記憶を世代を超えて継承していくことは、戦争の惨禍を繰り返さないためにも必要なことである。

夕張あるいは美唄に「記念碑」を建立するとともに、未だ解決に応じていない国、各強制連行企業に対して全面和解解決を求めて、まだたたかいは続く。



四季民福の北京ダック（安くてうまい!）

私たちは忘れない！

～あれから5年、そして熊本地震が続く中で～

弁護士 太田 賢二

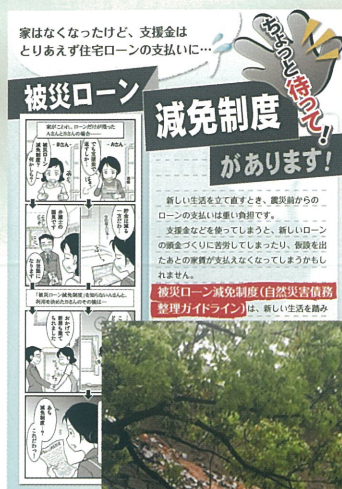
東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故発生から、はや5年余りが経過した。しかし、現在もなお、全国で避難生活を送り続ける人々の数は16万人を超え、北海道への避難者もいまだ2000人を上回り、復旧・復興が進んでいるとは到底言えない。むしろ、在宅被災者に対する生活再建支援が不十分であること、すでに3500人に迫る震災関連死の存在と認定等に残る問題点、原発事故被害に対する不十分な賠償の状況と健康保持への不安、区域外避難者への住宅支援の打ち切り問題等、一人ひとりの被災者の抱える問題が複雑かつ深刻になっていることと、被災地における街づくりの復興が道半ばであることを、私たちは、強く認識しなければならない。

そんな思いの中、4月、マグニチュード7.3の熊本地震が発生。熊本城をはじめ崩壊する家々に、無残な姿をさらす山並みや陥落した道路。改めて、自然の怖さを思い知らされる。熊本地震により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された方々と地域に心からお見舞い申しあげる。

私はまだ、現地に足を運んでいない。しかし、現地を含む全国の弁護士・弁護士会は、直ちに救助と復旧の活動に着手した。その思いは、北海道にいても何ら変わるところはない。阪神大震災等から東日本大震災・熊本地震と、弁護士の支援は、確実に早く、広く、細やかになってきた。今回は、新しい生活を立て直すための「被災ローン減免制度」(自然災害債務整理ガイドライン)の存在をぜひ知ってもらいたい。

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai.html>

私の親しい「震災仲間」は、支援は、「しつこく」も、「明るく、楽しく」することが何よりだという。そんな思いで、私たちは、「忘れないこと」を大切に、被災者と被災地に寄り沿って、支援し続けていきたい。



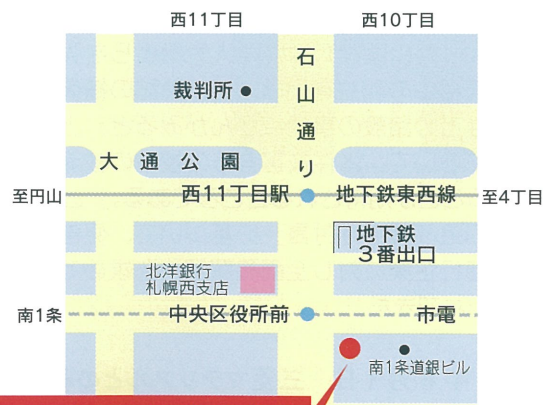
崩れた熊本城の石垣



事務所からのお知らせ

- ・8月11日(木)から8月15日(月)までお盆休みとさせていただきます。
- ・相談は予約制です。必ず前もってお電話をいただき、ご予約いただいてからお越しください。
- ・相談料は1時間まで5,400円(税込)です。
- ・**初めての方は最初の30分のみ無料です**(法テラスの法律相談援助などを利用できる場合を除きます。)
- ・法テラスの法律相談援助や弁護士費用保険などを利用できる場合があります。
- ・ホームページを開設していますので、詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.ozoralaw.com/>



札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目6番地タイムスビル3階

TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705

営業時間 平日9:00~17:30